

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編（対象実需給年度：2025年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	6	今回、2024年度から容量確保契約金額（各月）通知書の発行、経済的ペナルティ額算定結果通知書の発行、支払通知書の発行、請求書の発行の時期が変更になっておりますが、スケジュール変更等の事業者側に影響がありそうな項目については、前年度との変更箇所を分かるように周知していただきたい。	頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
2	6	社内会計処理の都合上、毎月の具体的入出金日が必要となる。今年度であれば25日（休日にあたる場合は前営業日）となっているため、容量確保契約金額の交付および経済的ペナルティの支払日を「N+ 5 月の25日（休日にあたる場合は前営業日）」等と明記いただきたい。	頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
3	13	・経済的ペナルティ額選定結果通知書の記載項目「ID：17【安定電源】稼働抑制」の金額欄は、稼働抑制対象電源が稼働抑制のペナルティ対象となった場合に、最終月（8月交付分）の経済的ペナルティ額算定結果通知書にのみ、金額が記載される認識であるが相違ないでしょうか。 ・また、上記の認識が正しい場合、最終月以外はどのような記載がなされるのか（"0" or "-" ？）ご教示いただけると幸いです。	ご質問について、ご認識の通りです。 また、最終月以外の通知書の記載内容は次の通りです。 稼働抑制ペナルティ対象となる前：「-」 稼働抑制ペナルティ対象月：最終月のみペナルティの金額を記載いたします。
4	15	経済的ペナルティ額算定結果通知書発行通知を受領した日を含めて 5 営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能とあるが、対象地点が複数ある場合、調査に相応の期間を要するため、異議申立期間を 10 営業日まで延長して欲しい。	異議申立期間については、容量確保契約金の支払等、全体のスケジュールを考慮して設定しております。現時点において、当該期間を延長する予定はございません。
5	22	「容量確保契約金額（各月）通知書」では税抜額の表記となっているが、容量市場システムや出力される帳票含め税込金額も表示いただきたい。	電源ごとに発行している「容量確保契約金額（各月）通知書」に税込金額を記載する場合、端数処理の関係上、支払通知書（請求書）に記載される消費税額と差分が生じる可能性がありますので、税込の金額については支払通知書（請求書）をご確認ください。
6	33	図 2 -14 支払通知書のサンプライメージ（本紙）において、振込手数料を差し引いて容量確保契約金額が振り込まれることとなっているが、支払通知書単独でインボイス制度に対応するため、振込手数料とその消費税を記載いただけないか。現状、【消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A】に記載の、問29-2（P35）の「なお、売手は、請求金額から差し引かれた振込手数料相当額について、仕入明細書等を作成し、買手の確認を受けて仕入税額控除を行うこともできます」に基づき対応可能であるものの、振込手数料込みの適格請求書を発行することで、各事業者が仕入明細書を作成し電力広域的運営推進機関に送付する手間と、電力広域的運営推進機関が各事業者から送付される仕入明細書が正しいことを確認する手間を省略できるため。	頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
7	41	振込手数料の具体的金額等については貴機関HPでのみ公表されているが、本マニュアル上でも明記いただきたい。 （現在公表先： https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2024/240404_youryou_renrakujikou_ryuuijikou.html ）	振込手数料の金額は変更される可能性があり、業務マニュアルを適時に更新することが困難であるため、最新の情報については、各金融機関の公式ウェブサイトまたは本機関のホームページをご確認ください。
8		マニュアル変更前後比較表等、主な変更点をまとめた上、説明資料へ加えていただきたい。	頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。